

第4次清瀬市男女平等推進プラン策定業務に係るプロポーザル審査要領

1. 目的

性別を理由とした差別をされることがなく、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮することができるジェンダー平等の実現、家庭や仕事などの多方面で自己の選択による多様な生き方が尊重され、困難を抱えた女性等に対する支援体制及び女性が活躍できる環境が求められている。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「新法」という。）を根拠法令とした困難女性支援計画を内包した、第4次清瀬市男女平等推進プランを策定するにあたり、専門的かつ効率的な作業を行うため、業務全般に係るコンサルティングを委託する。

2. 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行うこととする。

- (1) 別途定める第4次清瀬市男女平等推進プラン策定業務に係るプロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）に定める資格要件をすべて満たす者
- (2) 実施要領に規定する期限内に必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した参加者

3. 審査委員会

審査は、別途定める「第4次清瀬市男女平等推進プラン策定業務に係るプロポーザル審査委員会設置要領」に規定する第4次清瀬市男女平等推進プラン策定業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）が実施する。

4. 審査の方法

- (1) 委員会では、提出された企画提案書等とプレゼンテーション（質疑を含む）の内容について、審査基準に基づいて審査を行う。
- (2) すべての参加者の審査の終了後、各審査委員の審査結果（得点）を集計し、最高得点者を受託候補者として、次順位の者を次点者として選定する。
- (3) 審査の結果、総合得点が最高点の者が同点で2者以上ある場合は業務提

案内容に関する評価点が高いものから順に候補者と次点者を選定する。

5. 審査基準

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は別表1のとおりとし、各審査項目に関する採点基準は審査委員会の合議により定める。

別表 1

評価項目		評価ポイント	配点
①業務提案内容	目的意識・業務理解	市の特性、課題の把握は妥当か	10
	スケジュール	全体のスケジュールや各作業工程は妥当か	10
	運営事業提案	効果的な運営事業の手法が提案されているか	10
	仕様書による提案	仕様書に記載のある業務内容が全て提案されているか	10
	仕様書以外の提案	仕様書に記載の内容以外の新たな提案がされているか	10
	小 計		
②プレゼンテーション	説明力	企画提案の資料説明、質疑応答における説明力は十分か	10
	積極性	担当者の本業務に対する取り組み姿勢は積極的か	10
	小 計		20
③業務実施体制・担当者の状況	業務実施体制・担当者の状況	業務の履行に十分な人員体制がとられているか	10
④見積額	見積額	予算内でどれだけ効率の良い効果をあげられるか	10
⑤社会貢献度	女性活躍の推進	女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組んでいるか(えるぼし認定)	5
	子育て世代への支援	子育てサポートに積極的に取り組んでいるか(くるみん認定)	5
	小 計		30
評 価 合 計			100